

令和6年度就学援助費の受給申請について

生駒市教育委員会では、経済的な理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費などを援助しています。この援助費の受給を希望する人は、教育総務課又は小・中学校へ申請書を提出してください。なお、国立や私立の小・中学校に就学する児童・生徒は対象外です。

◎対象

1. 経済的に就学が困難で、令和6年度市民税所得割課税額（ただし、住宅ローン控除・寄附金控除・定額減税等の税額控除適用前の額）が下表の基準額以下の世帯（世帯の中に収入のある人が2人以上いる場合は、その額を合算します）。なお、長引く物価高騰の状況下、経済的負担感の増大が見込まれることを考慮し、基準額を算定しています。

子どもの人数 ^{※1}	基準額（令和6年度市民税所得割課税額）
1人	4万2700円
2人	6万4000円
3人 ^{※2}	8万5300円

（※1）令和6年1月1日現在で15歳以下（平成20年1月2日以降生まれ）の子どもの人数

（※2）対象の子どもの数が4人以上の場合、3人の場合の基準額に1人当たり2万1300円を加算

（例）4人の場合の基準額10万6600円＝3人の場合の基準額8万5300円＋2万1300円×1人

子どもの人数については、申請書の世帯構成員に記載の人数で基準額を算定するため、記入もれのないようにしてください。

*令和6年度市民税所得割課税額の計算方法

生駒市で課税されている方で、令和6年6月頃にお手元に届く課税の通知が、

- 「令和6年度市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」の場合

税額欄の上から3段目⑥市民税所得割額の金額＋（摘要）欄の住宅借入金等特別税額控除額 市民税の金額（該当の方のみ表示されています。）＋（摘要）欄の寄附金控除額 市民税の金額（該当の方のみ表示されています。）＋（摘要）欄の定額減税額のうち市民税の金額

- 「令和6年度 市民税・県民税 納税通知書」の場合

市民税・県民税 課税明細②の市民税欄の住宅借入金等特別税額控除額＋寄附金税額控除額
＋差引後所得割額＋枠外記載の定額減税額のうち市民税の金額

■定額減税額の計算方法

定額減税額(県)＝	(1万円×人数 ^{※1})×	$\frac{\text{所得割額(県)}^{※2}}{\text{所得割額(県)}^{※2} + \text{所得割額(市)}}$
定額減税額(市)＝	(1万円×人数 ^{※1})－	定額減税額(県)

（※1）人数：納税者及び配偶者を含めた扶養家族の数 （※2）定額減税前の所得割額

市民税所得割課税額について、ご不明な点がございましたら課税課市民税係へお問い合わせいただくか、申請受付後にこちらから課税課へ照会し、審査いたしますので申請書をご提出ください。

2. 病気、事故、災害、失業などによる家計の急変で小中学校の教育費に困っている世帯。

◎受給の対象となる費用

- 学校給食費（実費）
- 学用品費、通学用品費、オンライン通信費（支給限度額あり）
- 新入学児童生徒学用品費（支給限度額あり）〔1年生のみ〕
※ご入学前（令和6年3月）に支給済みの場合、令和6年度での支給はありません。
- 校外活動費、修学旅行費（支給限度額あり）
- 医療費（実費）〔対象は学校病（虫歯等）で、認定後に対象者へ交付する「医療券」を使って医療機関を受診した費用に限ります。〕
- 卒業アルバム代（支給限度額あり）

◎申請の時に必要なもの

- 振込先口座の分かる通帳、本人確認ができる書類等・・・市役所で申請書提出の場合
※課税証明書等の添付書類は不要です。ただし、令和6年1月2日以降に生駒市に転入された方は、前住所地の令和6年度住民税課税証明書（課税証明書の発行時期については、前住所地の市町村へご確認ください。）を添付するか、教育総務課に備え付けのマイナンバーによる前住所地照会の用紙を提出してください。
- ※申請の理由が病気、事故、災害、失業などによる家計の急変で小中学校の教育費に困っている世帯である場合は、別途理由を証明する書類の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

◎受付期間

- 5月7日（火）～6月28日（金） 期間厳守（認定・不認定の通知は7月下旬～8月初旬に行う予定です。）
※この期間に受付して認定になれば、4月分からの支給となります。この期間を過ぎると、7月1日から2月末日までを随時受付期間とし、認定となった場合、毎月1日から15日までの受付で当月分から、16日から末日までの受付で翌月分からの支給となります。最終の受付は、令和6年度3月分で令和7年2月28日（金）となります。

◎その他

- 申請用紙は、教育総務課・市ホームページ又は市立小・中学校にあります。
- この制度は毎年申請が必要です。前年度援助を受けていた人で、今年度も引き続き希望する場合も、あらためて申請が必要です。（※5月1日号「広報いこまち」へ掲載します。）
- 令和5年度に小学校入学前の申請により、新入学学用品費を受給された場合も、令和6年度の就学援助費受給を希望される場合はあらためて申請が必要です。なお、申請により令和6年度就学援助費の認定になった際は、就学援助費のうち新入学学用品費の支給はありません。
- 令和6年度の市民税の申告をしていない場合は、審査できませんのでご注意ください。
- 現在、生活保護を受けている方のうち、教育費受給世帯は申請する必要はありません。
- 税額については、お答えできません。

◎問い合わせ

- 教育総務課
生駒市役所2階17番窓口
Tel.0743-74-1111（内線2671）まで
- 生駒市ホームページ（<http://www.city.ikoma.lg.jp/>）のトップページ左下の「申請書のダウンロード」をご利用ください。